

その他の医療制度

後期高齢者医療制度 問 市役所 国民健康保険課
876-1234(内線3712・3727)

75歳以上の人は上記制度の対象となりますが、次のいずれかに該当する人は65歳から加入できます。

- ・身体障害者手帳1～3級(4級の一部を含む)
- ・療育手帳A1、A2
- ・精神障害者保健福祉手帳1～2級

母子及び父子家庭等医療費助成 問 市役所 こども家庭課母子父子係
876-1234(内線3612)

(母子及び父子家庭等に対して設けられた制度で、父または母が重度の障がい者の場合にも適用されます)

18歳未満の児童を監護している母子家庭、父子家庭及び父が児童を監護できない家庭に対し医療費を助成し、生活の安定と自立を支援する制度です。

補装具・日常生活用具の給付ほか

補装具費の給付

補装具費の給付(購入費・修理費) 問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3564)

障がい児・者の身体の一部を補って、日常生活を容易にするために次の補装具の購入・修理にかかる費用を給付します(所得によって自己負担あり)。

(補装具の種類)	
視覚障がい者用	盲人安全杖、義眼、眼鏡
聴覚障がい者用	補聴器
肢体不自由者用	義肢、装具、座位保持装置、車いす、 電動車いす、歩行器、 歩行補助杖(一本杖を除く) <児童のみ> 排便補助用具、起立保持装具、頭部保持具、 座位保持いす
重度障がい者用	重度障がい者意思伝達装置

- (注)1. 補装具製作・修理業者は、浦添市と契約している業者に限ります。
2. 補装具の種類により、指定医師の意見書や処方箋等が必要な場合があります。
3. 購入の場合、沖縄県身体障害者更生相談所の判定が必要ですが、補装具の種類によっては省略できる場合があります。
4. 補装具の種類により介護保険対象の方は、介護保険での給付が優先になることがあります。

日常生活用具の給付

日常生活用具の給付 問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3564)

在宅の重度障がい児・者の方がより快適な日常生活を行うために、次の日常生活用具の給付を行っています(所得によって自己負担あり)。

- (注)1. 日常生活用具の種類により、医師の意見書が必要な場合があります。